

特別講演4：株券電子化に伴う株式担保について

全国銀行協会 業務部 審議役補 大野 正文氏

全国銀行協会の大野と申します。今日は、株券の電子化に伴う担保の問題につきまして話をさせていただきます。昨日、今日と、このフォーラムは証券決済制度の重要な問題が、様々に話されているようですが、今日も朝から株券電子化につきまして錚々たる方々の御報告がありました。そういう中で私のテーマは非常に細かいところございまして、担保についてお話をさせていただきます。

ほかの講演内容と比べると、なぜこんな細かい話がこの大きなフォーラムの中で取り上げられるのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。あるいは、今日、この担保の問題を聞きたいと思って来られた方は、終わった時に、「どうも期待はずれだった」と思われるかもしれないと、ちょっと心配しています。先ほどの齊藤部長のお話にもありましたように、銀行界としては非常に重要な問題と認識しておりますので、その辺のお話をさせていただければと思っております。本日はこのようにレジュメを用意させていただいておりますが、報告の方もレジュメも非常に雑駁なものになっております。この点についても御叱正をいただくかもしれません。

本日、どのような話をしていくかというところの概略をまず示させていただきたいと思っております。この問題につきましては、私ども銀行界、全銀協といたしましても、法制審以来ずっと検討を続けているところですので、その検討経緯をまず御報告して、問題点はどこにあるのか、実務に係る銀行界の要望事項はどういうものであったのか、法制等についてどのように対応していただいているのか、さらに現在の検討課題、あるいはその対応状況、今後どういったことを進めていったらよいのかといったことについてお話をさせていただければと思っております。

先ほど証券保管振替機構の齊藤部長から制度全般にわたる細かいお話がございましたが、その中でも株券の電子化に係る大きな問題は、一つは外国人の保有されている株式の問題、もう一つが、銀行の担保の問題であると御指摘をいただいております。日頃、この担保の問題は検討が遅いということで、御叱正を賜ることが多いですが、今日は少なくともこれぐらいはやっていますということが示せればと思っております。先ほど、「ついて来れないところはおいていってしまう」というようなことをおっしゃられて、こちらも非常に不安に思ったわけですが、一生懸命対応して銀行界の担保の問題についてはきちっと制度開始時には間に合うように進めていきたいと思っております。

○株券をめぐる全銀協における検討経緯（3ページ）

まず、あまり皆さんの御関心ではないかもしれませんが、私どもがどのような対応をしてきたかということについて、簡単に御説明させていただきたいと思います。まず、全銀協における検討体制はどのようにしてきたかということです。そういう意味では、これは担保の問題がなかなか進まないということに対する一つの「やっていますよ」というエクスキューズみたいなものですが、全銀協では、平成 15 年度より前から検討を進めてきております。株券電子化の問題についてどういう視点から銀行界として考えるか、ということですが、一つは銀行が行っている証券業務の観点から、もう一つは先ほどもお話がありましたが、カストディの点からの問題関心、さらに、従来型の銀行業務として、特に担保の問題が非常に大きな問題であると考えています。

それぞれ銀行内のセクションも違いますし、問題関心も違うわけですが、全銀協ベースということで検討を続けてきたのは今回のテーマである株式担保の問題です。株券不発行制度というものが制度提案されたときから私どもとしてはこれが大きな問題であると指摘をさせていただいています。資料 3 ページに年表風に書いておりますが、私どもは業務委員会というものを理事会の下に設置しており、その中に担保実務の検討部会を設置して検討し、その後、特にこの株式担保の問題は大きな問題であるということで、それを分離いたしまして株券不発行担保実務検討部会というのを置いて、平成 17 年度、検討を続けてきています。また、証券業務の観点からは別途市場国際委員会というものがあり、そちらでも証券決済制度全般を検討しています。こちらの関係では今日、御出席の皆さんの中にも関係者の方がいらっしゃるかもしれませんが、社債の電子化等々を検討しています。株券電子化の問題は、担保と証券決済の 2 つの検討部会の合同で検討をしているということです。

前後するような感じになりますが、法制審議会における株券不発行制度の検討のときには、審議会にも銀行界の委員が出席していましたし、その際には席上、株式担保の問題が非常に重要なので制度移行について、あるいは新制度への対応については法律上の十分な措置を取ってほしいということをお願いしていました。また、中間試案等の意見書の取りまとめに当たってもそのような論点から意見を法務省に提出させていただいています。現在は、先ほどのお話にもありましたような証券保管振替機構との検討の場におきまして、私どもの実務の考え方、あるいはそこで検討されている内容を私どもの方に持ち帰り、銀行実務にどうやって適合させていくかということを検討しています。

○株券電子化に伴う株式担保の問題点（4 ページ）

株券電子化に伴う株式担保の問題点も先ほど齊藤部長からかなり細かなお話をいただいていますので、蛇足になるかもしれませんが、繰り返させていただきます。現行の略式担保と新振替制度における担保設定の二つを並べまして、現行の略式担保の実務と新振替制度において略式担保をやっていく場合にはどういうふうになるかというのを簡単に資料の4 ページに図示させていただきました。現行の株式担保の方法としては、ここに示しました略式担保をするか、登録質、登録担保という形で株主名簿に記載していくかといういずれかの方法があります。ただ、現行、登録質はほとんど使われていないと伺っています。ここに示しました略式質、略式担保が広く使われているというのが現状です。ちなみに、現行の保管振替制度の下でも略式質に対応したような制度が用意されているわけですが、そちらの方も通常の銀行実務の中ではあまり利用されていないと聞いていますので、ここに示しました担保の設定方法が非常に一般的であろう、ということです。

この特色ですが、図に書いてあるように、銀行の支店の店頭において株券と担保差入証を提示し、それによって担保権を設定することが可能であるということです。その後の取扱いは銀行によって違う部分もあると思いますが、おおむね支店においてその現物を管理するという方法が取られているということです。これはお客様にしてみれば、現物を自分の取引店舗に持って行き、差入証を差し入れれば担保設定ができ、それに見合う融資を受けられるということで、簡易ですし、低コストであります。翻って銀行の方から見れば、やはり手続上簡易な方法を取ることができる、あるいは現物をそのまま金庫に入れておくということで管理ができますので低コスト、簡便ということが実現されているということで、結果として広く利用されているということです。さらに、後ほどもう少し詳細に御説明させていただきますが、登録質とは違い、これもよく指摘されている点ですが、発行会社に担保差入れの事実を知られないという、いわゆる匿名性がここでは維持されることとなります。

では、新振替制度における略式担保の方はどのようなことになるかというところが、気になるところです。まず、株券がなくなりますので、現物を店頭を持っていくということができなくなります。現物の提示に替えて振替制度を利用した担保権設定をしていかなければなりません。具体的には振替株式は口座が多層構造を取っていれば下から上位口座管理機関、振替機関に上がって行って、担保権者である銀行側の口座に移転させていくという形で設定するということとなります。

デメリットばかり言っていると何か抵抗勢力みたいに見られるので、まずメリットを

先に申し上げます。電子的な対応になるので、従前、デリバリーが必要だった部分については、そもそもデリバリーは発生しないということで、そのリスクがなくなります。さらに保管については、現物の保管は金庫に保管しておけばよかったと先ほど申しあげましたが、そういった保管も必要なくなりますので、そういったリスクやコストの軽減が見込まれます。他方で、こちらが大きな問題になるわけですが、まず、新たな事務処理になります。今までは現物を店頭を持って来ていただいて、株券をチェックし、本人確認をし、差入証をチェックして担保に基づく融資をすることができたところ、今回はお客様も振替制度を使っていたかなければならなりません。銀行も振替制度を使っていかなければならないということになりますので、事務面で新たな事務フローを構築していく必要があるということになります。これも慣れていけば何とか対応が可能になっていくと思いますし、場合によっては先ほどのデリバリーなどの観点から言うと、より簡易な担保設定が可能なるということも考えられます。しかし、制度開始当初はシステム対応も含めて若干のコストがかかってしまうのではないかという懸念があります。

さらに、匿名性の問題ですが、現行略式質では、現物株券を担保に差し入れているかどうかというのは発行会社としては分からないわけです。今回、このような制度を取ったことによって果たして匿名性が維持されるのかどうかということは、株券不発行制度を検討するに当たって、私どもの非常に大きな問題関心でした。資料6ページに簡単に記させていただきましたが、法律上、匿名性については手当てがなされています。先ほど齊藤部長からも丁寧に御説明いただきましたが、御説明の対応がなされています。また、現在、保管振替機構で議論されている新制度のシステムについても匿名性の配慮がなされていると考えています。これも後ほどもう少し詳しく説明させていただきます。

○株券電子化にかかる担保株式実務に係る銀行界要望事項（5ページ）

今、申し上げたところと重複するような形になりますが、株券電子化に係る担保株式実務に係る銀行界の要望事項はどういうものであったかということを説明いたします。現在の株式担保の実務に照らし合わせて、どうすれば銀行の担保実務に大きな影響を与えずに移行していくことができるか、新制度を利用していくことができるかという観点から関係者と議論を重ねてきたわけです。特に登録質ではなくて、略式担保の方式の利点を何とか新制度においても維持するということが、極めて重要な問題意識でした。これは現在、証券保管振替機構の中での議論において私どもが取っている立場も基本的に変わりません。引き続きそのような主張をベースに、移行まできちっと整備していくための協力

体制を組んでいく必要があると思っています。

簡単に申し上げますと、3点ございます。先ほど申し上げました匿名性をきちっと維持していくことが1点目。もう一つは、略式担保は、店頭にお客様が株券を持ち込めばそれで設定できるわけですから、非常に簡便であり、さらに低コストであるので、その略式質の利便性をきちっと維持して行ってほしいということを申し上げていました。最後に移行と書いていますが、現在、不動産担保融資に比べれば有価証券担保融資というのはもちろん金額的には小さいわけですが、それでもやはり主要な融資における担保のツールとして広く使われているところです。そういった現在使われている株券の担保が制度の切り替えに当たって適切に移行できるように、つまり、融資を受けている方も引き続き同様の利便性を維持しながら、その担保融資のメリットを受けられるようにしてほしいということを申し上げてきました。

それぞれについてどういう状況にあるのか、あるいは今後どういうことを考えていかなければいけないのかということをおのあと説明させていただきます。法制等の対応状況は、資料6ページに簡単な表にまとめてみましたので、後ほど御覧いただければと思います。

○検討課題と対応（7ページ以下）

それぞれの問題関心について、もう少し詳細に説明させていただきます。新振替制度の下で法律上、どういう手当てが匿名性、簡便性、低コスト、あるいは移行の下でなされたかということをおここで整理しました。さらに証券保管振替機構の方で議論されております制度要綱、ここでは中間とりまとめとその後の若干の検討状況を踏まえて記載させていただいていますが、おおむねこのような形で対応されていくというふうにお考えて、整理しました。簡便性、低コストのところについては、法律から直接結びつくものはないと考える、記載しておりません。それぞれ現在議論されているところ、また過去議論されて法律ができたところを見ると、私どもの要望は資料に示したように対応されているというふうにお考えております。具体的にどのように対応されたかというのは、資料の7ページ以下で説明させていただきます。

まず匿名性でございます（7ページ）。私どもはこの株券の担保につきまして、新制度へ移行するに当たっては、この匿名性は必ず維持されなければいけない、と考えております。一種、錦の御旗のようにかなり強く主張してきているところです。なぜそんなに匿名性、匿名性と言うのかと言われることもあります。翻って、匿名性とは何なのかという、

なかなか一般的な共通認識があるようでない、という気がします。これまで関係者の方たちと議論してきた中で次の形で整理をしてきましたので、それを皆さんに御紹介して御理解をいただければと思います。

まず匿名性というのは、何を守ろうとしているのかというところですね。先ほども若干触れましたが、株主の立場に立って考えるわけです。自己の保有する株式を担保に供した事実を発行会社に開示することは信用低下を来すおそれもあるので、これは極力避けたいというのが匿名性のニーズであるというように、教科書的なところでは書かれています。担保に供される株式というのがどういう株式なのか、このへんもよく御存じの方が本日いらっしゃると思います。釈迦に説法を覚悟で御説明しますと、通常、売買するために持っている株式を担保に供するということは、ここではあまり想定していないわけです。主として銀行が担保に取るものは、例えば取引先との関係で一種政策的に長期に保有することを求められて持っている株式で、そういったものを担保に出す。つまり、売却することができないので、何とかこれを活用して資金調達できないかというところで担保に供するということがあるわけです。

その場合は、取引先との関係では、取引先はその相手を信用して株式を持ってくださいと言っているわけです。したがって、売却されることは困るという話になると思いますし、担保に供するということになると、相手がうちの株式まで担保に供するようになっているのかということで、よく言われるのが信用に支障を来す可能性があるということです。ここを何とかブラインドにして担保融資を受けられないかということになります。それを実現しているのが言わば略式質のやり方ということになります。これが広く利用されている理由と言われています。現状でも、銀行の方と話していると、やはり取引先の株式を担保に入れて借り入れをされているお客さんから、担保に供している事実が分からないようにということで、例えばコーポレートアクションみたいなことが起きるときはいったん解除して株主に戻して、さらにそれが終わったあと、また改めて差し入れていただくというような方式を採って匿名性を維持する、という話も聞きます。これは銀行にとっての顧客サイド、お金を借りている方からすると、非常に大きなニーズであると考えています。

さらに、この匿名性が制度的に破られるようなことになると、制度だからしょうがないといったところで、結局、現場にいる銀行員がお客さんと無用のトラブルに巻き込まれる可能性があるということになります。私どもとしては、この点をこれまでも非常に強く主張してきました。現行制度下の匿名性は、今御話ししました観点からは、株主が

発行会社にその株券を占有していない事実を知られたくない、ということになります。つまり、自分の手元から株が離れていないということです。離れているということは、売ったのでなければ担保に差し入れているのだらうということになります。それを新制度の下でも維持してほしい、ということです。

新制度の下でどのように考えるのでしょうか。要は、株券がなくなりますので、若干の概念の変更があります。現行制度における「匿名性」の考え方をそのまま当てはめると、資料7ページの右側の四角に書いてありますように、株主が発行会社に当該株主名義の口座に当該株式残高がない、つまり、お客さんの口座の中にその株式の残高がないという事実を、発行会社に知られたくないということになろうかと思えます。この点については、法律の議論の中でもかなり細かく議論をしていただきまして、略式担保の匿名性は法的に維持されていると、現在、私どもは理解しています。

具体的な維持のされ方がどのようなものかというのは、先ほど齊藤部長からもお話がありましたので若干繰り返しになりますが、一つは、総株主通知のときには質権者が請求しないかぎり発行会社に質権設定の事実を通知しない、ということになっています。先ほどの図を思い浮かべていただければと思いますが、質権口に入っているものについては、請求がないかぎり担保権設定者の氏名を発行会社に通知していく、ということになります。

さらに、個別株主通知あるいは振替口座簿情報提供請求権といったものについても、同様の手当てがなされていると考えています。個別株主通知についても、質権欄に記録された振替株主については株主を通知する、ということです。担保権者を通知するのではなくて、株主を通知するということになっています。さらに情報提供請求の方は基本的には口座にかかっているということになっているので、直接口座にかかっているようなことになると、「ない」ということが知られてしまいます。現在、いろいろな関係者の方と議論をしていますが、新制度の中では系統的にそのような対応にならないようにということで手当てはなされているところです。また、譲渡担保の方は銀行の保有口に入っていくわけですが、その場合も、先ほどお話がありましたように、特別株主の申し出というようなことをしていくことで、対応をすることになります。

この匿名性は少なくとも新制度の下では維持されるということになっています。後ほど移行のところで若干触れさせていただきますが、今後、移行手続あるいは一斉移行前に預託をして現行の法律制度に乗せて移行を待つという場合においても、何とか匿名性を維持していかないと、なかなか適当な対応が難しいということになります。このへんの

ところについては、まだ幾つか乗り越えなければいけない問題があります。移行手続の中でもきちっと匿名性が維持されるようにということで関係者の方と今、話をさせていただいているところです。

以上のところ、匿名性に関しては、非常に概念的なところもあります。特に銀行サイドの問題というよりも、株主サイドの問題がありますので、なぜそこまで声高に言わなければいけないのかといった疑問も、もちろんあるかと思いますが、しかし、一斉移行の時を考えた場合に、万が一、匿名性のイコール・フットイングみたいなものが満たされていない部分が仮にあるとします。その場合、銀行としては今後、新しい制度の下ではお客様の株式担保の担保物権についてはペーパーレスになりますという説明をこと細かにして、ある場合については匿名性が維持されないというようなことを言わなければならない、ということになります。それで理解が得られればよいですが、おそらくこの制度自体をお客様全部に理解していただくのは、かなり難しいのではないかと考えています。

都市銀行などでは何万口と有価証券担保を持たれているので、その何万口のためのそれだけの説明義務をすべてくまなく果たしていくというのは非常に難しいだろう、ということ。翻って考えれば、今回の制度については少なくとも担保については新制度の下でも現行制度の特色を維持すべきということが従来指摘されていまして、そういった無用の説明義務を果たして混乱を招くようなことのないように進めていくということが必要であると考えています。この匿名性については、関係者の方とこれまでも多くの時間をかけて議論をさせていただいたということです。

本日、お集まりの皆さんにはどちらかと言うと、匿名性の問題よりはこのあの方が非常に重要な関心事になっているのかと思います。ただ、ここはまた齊藤部長にも御叱正を賜るかもしれませんが、今後具体的な事務フローをどのようにしていくかということについては、まだ完全に詰め切れているわけではありません。そういう意味では、今日、お集まりの皆さんも含めまして、是非私どもに御意見をお寄せいただいて、それを糧に最終的な事務フロー、新制度における担保設定、あるいは移行に関する事務フローといったものを固めていきたいと考えています。そういう意味では、問題の頭出し的なことになるかと思いますが、こういう問題があるのだということを是非御理解いただければと思います。

まず、簡便性、低コストの観点から考えたときには、何が必要かということ（9ページ）。新振替制度においてどういった担保設定をしていくか、あるいは解除等を

進めていくかという、具体的な新振替制度における略式担保の設定方法についての問題です。これはまず金融機関がどういった形でこの制度に入っていくか、ということに応じて検討が必要になると考えています。先ほど略式担保を現行の場合と、新振替制度の下で行う場合をそれぞれ見ていただきましたが、新振替制度の下では、少なくとも今までのように店頭で現物を持って来ていただければその銀行で手続事務が完了するというにはならないわけです。したがって、これに対してどういうふうに対応していくかということの事務フローを描いていく必要があります。

資料9 ページにA、Bに分けましたが、一つは保管振替機構、振替機関に口座を開設する直接口座管理機関になる金融機関、銀行の担保設定の方法と、口座管理機関にぶら下って口座を開設する口座管理機関、あるいは加入者というレベルで参加される金融機関の担保設定の方法と、それぞれについて検討する必要があると思います。Aの直接振替機関に口座を開設する金融機関につきましては、自分のところである程度、事務処理が完結するというふうに思われます。口座管理機関にぶら下がっていく、あるいは加入者という形で口座を開設していく金融機関にとってみれば、従前は自分のところすべての担保管理を行っていたわけですが、ある種、その部分についてアウトソースするようなイメージでやっていかなければいけない部分が出てくるだろうと思われます。そのへんのところをどのように考えるかは、各銀行のスタンスによると考えています。ただ、それでも結局ナローパスですので、選択肢は非常に限定されています。

加入者レベルで口座を開設して管理される金融機関というのも非常に多かろうと思っていますので、私どもとしては、私どもの会議の中で、モデルとなる事務フローは今後作っていき、と思っております。事務フローを決め、これに従えというようなことを声高に言ってしまいますと、またいろいろなことが問題になりますので、あくまでもモデルとして提示して皆さんに採用方について御検討いただきたいと思っております。既に検討を開始しているところがありますが、そういった検討を今後さらにしていこうと思っております。

担保権設定者側の振替請求に係る情報伝達ですが、結局、お客さんは証券会社等を通じて担保を設定してくるわけで、その場合は、店頭で株券を持って来るのと違います。その間、いつ担保株式が来るのか、設定がされるのか、振替がされるのかということが、従前に比べるとタイムリーには把握できない可能性があります。先ほどの、お話し中にもありましたが、データセンターというものが置かれますので、そういった機能を利用して確認していくという方式も提示されていますから、そういったものを利用していくという

ことが一つ考えられます。

また、今後、議論をしていかなければいけません、お客様側の口座を開設される証券会社と何らかの申し合わせをしていく必要もあろうかと考えています。このへんの連絡体制をどういうふうに作っていくかというのは業界ごとによって考え方が違うかもしれませんが、どこまですり合わせが必要かということもありますので、慎重に検討しなければいけないと思っています。いずれにしても、担保権を設定されるお客様の不便を感じさせないように、適時適切に行えるような申し合わせをきちっとしていきたいと思っています。

さらに、新振替制度上の諸手続の対応ですが（10 ページ）、総株主通知などについてどのように対応していくかの検討が必要になります。特に銀行の担保管理をされている方から御指摘を受けるのは、株主の権利の取扱いです。要は、担保権として設定されて質権口なり保有口なりの自分の口座に入っている株式について、株主の権利行使が生じた場合には、これまでほとんど関心を払わずに済んできたわけですが、今後は新振替制度ののっとなって対応していく必要があるので、果たして銀行の担保の管理でそういったことができるのかどうかということが問題になります。このへんのところも、差入れ側の口座を開設されている証券会社等と話をしていかなければいけないと思っています。問題意識としてはおそらく同じような問題意識を持たれていると思いますが、ではどういうふうに解決していくかというところは、まだ具体的には決まっていません。このへんのところはできるだけ早い段階で新制度の下でどういった対応をしていくかということを考えたいと思っています。

繰り返しになりますが、基本的な事務フローは確認していきたいと思っています。これは設定だけではなくて解除、実行時のフローも含めましてある程度のモデルは提示していく必要があろうということです。その中では証券業界との事務フローのすり合わせなども考えていく必要があろうと思います。特に解除後の受け皿としての口座をどういうふうに確保していくか、です。証券会社に開設している口座から、例えば株式を100株を持っているお客様が100株全部担保に入れてしまったとき、空っぽの口座が証券会社に残るわけですが、そういったものを維持していただかないと、解除したときに返し先をまた一々作っていただかなくてはいけないということになります。証券会社からすれば、ないものについていつまでも維持していくのはコストがかかるということになろうと思いますし、銀行からすればそういったものがないというのは、法律面あるいは事務面の両方から考えていかなければいけません、非常に大きな問題になると思っています。

さらに法務マターですが、現行の担保差入証についてはやはり見直しが必要なのでは

ないかと考えています。このへんの要否も含めた検討をしていく必要があるかと思
います。ただ、従前、私ども全国銀行協会の中では皆さんもよく御存じのように、銀行取引
約定書等のひな型を作成していましたが、こういったものについては独禁法上の問題等を
指摘されて一部廃止しているものもあります。コンプライアンスには十分気を付けて検討
していきたいです。ただ、検討ニーズは非常に高く、リーガルマターについては、やはり
ある程度業界の中で問題点の洗い出しは必要ではないかというふうに思っています。

続きまして、移行の問題について説明させていただきます（11 ページ）。今回の問題の
中で最も重要で、かつ難しい問題はこの移行の問題だろうと思っています。先ほど齊藤
部長のお話にもありましたように、この移行が適切に行われなければ、結局、新制度も
円滑に回っていかないだろうと。これは担保もまったく同じです。私どもとしては移行に
ついても先ほどの匿名性の問題も含めまして適切に対応していかなければいけないと
思っています。それは、そこで融資を受けられているお客様には迷惑をかけてはいけない
という認識ですので、是非ともこのへんのところは御理解を賜りたいと思っています。

まず、今の保振制度に乗っけていけば、一斉移行のときにはある種自動的に担保の株式
についても移行が進んでいくということになっています。原則として、今、私どもとして
はあらかじめ顧客同意を取って預託手続を進める方向で検討したいと思っています。当初
は、特例措置の2週間というものへの期待があり、これは同意を取らずに担保権者の方が
預託手続をすることができるというふうになっているわけです。先ほどのお話にあり
ましたように、預託のキャパの問題を考えると、今、93 億株ほど担保に差し入れられて
いる現物の株券があるというふうにアンケートの結果でも出ておりますが、2週間でそれ
をすべて処理するのは不可能であるということです。さらに保護預り等で今後預託を進め
ていかなければならないものも考えると、担保株式を特例期間で処理するというのは非常
に難しいというふうに御指摘をいただいています。原則としては各行がお客さんから同意
を取って預託手続を進めるということになります。

この場合、先ほどの新制度でどういった対応をしていくかというところと関連しますが、
保振への直接参加か証券会社等を通じた取扱いかということの判断が一つ必要になります。
これは移行後にどういったステータスでこの担保株式を扱っていくかという、先ほどのA
とBという形で示したところと密接に関係しますので、このへんのところを御検討
いただく必要があるかと思っています。さらに、現在の保管振替制度の下で担保を設定し
ていくということになりますので、現在行われている実質株主通知などへの対応等、現行
制度の対応についてどのようにしていったらよいか。正直申し上げますと、銀行から

言われているのは、現行行われていることをそのままやるのはほとんど不可能であるということです。特に担保管理をしている部署がそういったことをやるのはほとんど不可能であるというふうに指摘を受けておりますので、ここも関係者の方ときっちり話をしていかなければいけないと思っています。

さらに、実質株主通知をしていくときに、匿名性が一部破られる可能性があるという危険性も指摘されておりますので、ここについてもどういった形を取れば、これが守られるのかということを考えなければいけないと思っています。さらに、ある程度事前預託の実施スケジュールについても考えていかないと、結局、集中してしまい意味がないので、ある程度スケジュール表を引いていく必要があるかと思っています。その上で、最後に特例措置についてどの程度残るかという見通しについても整理していく必要があるかと思っています。最後に、一斉移行は 2009 年の 1 月が有力予定候補と聞いていますが、その前の 2008 年 9 月の基準日を跨いで何か処理しなければいけないとなると、銀行としても担保管理以上の負担がかかるので、このところについてどのように考えていくかというのは、関係者と話し合いをしていかなければいけないと思っております。

現行の略式担保の保有株券の調査ということですが、名義書換未了株券が結構あると聞いていますし、あるいは名義相違のものも少なからずあるということです。例えば株主優待券の特典は本人が引き続き受けたいので譲渡はするが名義は書き換えず、それを担保に差し入れているというケースは少なからずあると聞いています。ただ、これは移行時には問題になりますので、今、私どもの検討部会の中では、各行から、こういったものはチェックの上で、できるだけなくしていきましょう、という指摘を受けているところです。さらに、ここはちょっと大きな声では言えませんが、現行略式質が、現物をそのまま入れて店頭でチェックをした上で融資を実行されている関係から、あるいは事故株のようなものがあるのかどうかということです。これはあまり細かく説明しますと、あるのではないかという不安を生じさせますので控えておきますが、ひょっとすると問題があるかもしれない、ということだけは認識しておいていただければと思います。

さらに担保方式の選択で質権か譲渡担保かというのは、これまでも理論的にもいろいろ問題がありましたが、質権口と保有口という形で処理されていきますので、このへんの設定についてはある程度区分していく必要があるかと思っています。ただ、区分の意味はどの程度あるかというのは考えなければいけません。あえてひと言申し上げれば、譲渡担保の場合について匿名性を維持するためには、先ほどの御説明にもありましたように、特別株主の申し出が必要になってきますので、そういった事務フローをどのように考える

かということになるかと思っています。

法務マターですが、これもまた担保差入証のお話になりまして、修正が必要かどうかの点は、できるだけ移行の段階では現行の担保差入証がそのまま使えるような形でリーガルのところは整理していきたいと思っています。このへんもいろんな方のお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っています。重要なところがだいぶ駆け足になってしまって、大変申し訳ございませんが、以上のようなことを私どもとしては引き続き検討を進めていきたいと思っています。待ったなしである、というふうによく認識しているわけですが、そのへんは銀行界としても置いていかれないように議論を続けていきたいというふうになっています。

今日は、証券会社の皆さんも非常に多くいらっしゃるということですので、是非とも御協力をいただいて、担保についての御理解を賜ればと思います。銀行だけで解決できない問題が多々あるので、そのへんの理解は是非いただきたいと思っています。御意見、御質問は幅広く賜って、今後、検討を進めていきたいです。御叱正をいただくのはあまり気分のよくないものもありますが、御意見、御質問は是非たくさんお寄せいただいて、今後の私どもの議論の糧にしていきたいと思っています。引き続き御協力と御理解をいただければと思っております。長時間御清聴いただきありがとうございました。